

令和8年10月1日

生活保護費の不正受給者の逮捕事件について

10月1日、習志野市の生活保護受給者が、収入を隠して生活保護費を不正に受給していたとして、習志野警察署に詐欺容疑で逮捕されました。

本事件については本市で調査を行った結果、不正受給であると判断し、習志野警察署に相談し、本市が刑事告訴していたものです。

1. 逮捕された受給者：69歳男性（世帯主）、
36歳男性（長男、元受給者）

2. 逮捕日：令和8年10月1日（木）

3. 刑事告訴に至る経過

平成14年4月	両名の生活保護開始
令和 5年7月	両名の収入申告額と課税所得額を突合した結果、 疑義が生じたため本市が調査を開始
令和 6年9月	転出した長男の生活保護を廃止
令和 8年3月27日	不正受給と判断し、習志野警察署に刑事告訴

4. 告訴状の内容

両名は就労により得た収入について虚偽の申告を行い、令和2年9月から令和5年10月までの間、生活保護費 8,553,357円を不正に受給した。

5. 市長コメント

本市では、被保護者に対する課税の状況を調査し、収入申告額との突合を確実に実施することなどで不正受給の防止・早期発見に取り組んでおり、本件は特に悪質であったため、刑事告訴に踏み切り、逮捕に至りました。

今後も、生活保護業務の適正化に取り組むとともに、不正受給に対しては厳正に対処してまいります。

問い合わせ先
健康福祉部 生活相談課
電話：047-453-9205